

○ 地山の掘削作業主任者技能講習規程の一部を改正する件 新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○ 地山の掘削作業主任者技能講習規程（昭和四十七年労働省告示第百三号）

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習規程	地山の掘削作業主任者技能講習規程
(受講資格)	(受講資格)
第一条 労働安全衛生規則別表第六地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習の項受講資格の欄第三号の厚生労働大臣が定める者は、次の各号に掲げる者で、当該訓練を修了した後二年以上地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取りはずしに関する作業に従事した経験を有するものとする。	第一条 労働安全衛生規則別表第六地山の掘削作業主任者技能講習の項受講資格の欄第三号の厚生労働大臣が定める者は、次の各号に掲げる者で、当該訓練を修了した後二年以上地山の掘削の作業に従事した経験を有するものとする。
一 (略)	一 (略)
二 職業能力開発促進法第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第二の訓練科の欄に定める建築施工系とび科の訓練を修了した者 (略)	二 職業能力開発促進法第二十七条第一項の準則訓練である養成訓練のうち、平成五年改正省令による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第三の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練（訓練法第十条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び旧訓練法第八条第一項の養成訓練として行われたものを含む。）を修了した者
三 職業能力開発促進法第二十七条第一項の指導員訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第八の訓練科の欄に掲げる建築システム工学科の訓練、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成十六年厚生労働省令第四十五号）による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第八の訓練科の欄に掲げる建築	三 職業能力開発促進法第二十七条第一項の指導員訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第八の訓練科の欄に掲げる建築工学科の訓練又は職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（昭和六十三年労働省令第十三号）による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第八の訓練科の欄に掲げる建築

掲げる建築工学科の訓練又は職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（昭和六十三年労働省令第十三号）による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第八の訓練科の欄に掲げる建築科の訓練（旧訓練法第八条第一項の指導員訓練として行われたものを含む。）を修了した者

七
（略）

五十三年改正省令附則第二条第一項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練（平成五年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。）のうち旧訓練法規則別表第二の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練の例により行われる訓練を修了した者又は旧訓練法第八条第一項の養成訓練のうち旧訓練法規則別表第二の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練を修了した者

四
（略）

（講師）

第二条 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習（以下「技能講習」という。）の講師は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）別表第二十第四号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識がに適合する知識経験を有する者とする。

（講習科目の範囲及び時間）

第三条 技能講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により行うものとする。

講習科目	範 囲	講習時間
地山の掘削の方法 設物等の処理 び排水の方法 法 止め支保工の種類、材料、構 造、組立図、点検及び補修	浮石、埋 地山の掘削の方法 設物等の処理 び排水の方法 法 土砂及び岩石の性質	十 十分 三
作業の方法に関する知識		

（講師）

第二条 地山の掘削作業主任者技能講習（以下「技能講習」という。）の講師は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）別表第二十第四号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者とする。

（講習科目の範囲及び時間）

第三条 技能講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により行うものとする。

講習科目	範 围	講習時間
地山の掘削の方法 設物等の処理 び排水の方法 法 止め支保工の種類、材料、構 造、組立図、点検及び補修	浮石、埋 地山の掘削の方法 設物等の処理 び排水の方法 法 土砂及び岩石の性質	六 時間
作業の方法に関する知識		

科の訓練（旧訓練法第八条第一項の指導員訓練として行われたものを含む。）を修了した者

(略)	(略)	関係法令	(略)	工具	土止め支保工の切りばり、腹おこし等の取付け及び取りはずしの作業に関する事項
(略)	(略)	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)、労働安全衛生規則、クレーン等安全規則(昭和四十七年労働省令第三十四号)及び酸素欠乏症等防止規則(昭和四十七年労働省令第四十二号)中の関係条項	(略)	ガス燃機関器具及び工具	土止め支保工工事用設備及び機械の取扱い電気及び内燃機関器具及び工具有害ガス危険防止のための措置崩壊の予知服装及び保護
(略)	(略)	(略)	(略)	崩壊の予知服装及び保護	土止め支保工工事用設備及び機械の取扱い電気及び内燃機関器具及び工具有害ガス危険防止のための措置崩壊の予知服装及び保護
					十分

(講習科目の受講の一部免除)	(講習科目の受講の一部免除)	関係法令	(略)	工具	土止め支保工工事用設備及び機械の取扱い電気及び内燃機関器具及び工具有害ガス危険防止のための措置崩壊の予知服装及び保護
第四条 次の表の上欄に掲げる者は、同表の下欄に掲げる講習科目について当該講習科目の受講の免除を受けることができる。	第四条 次の表の上欄に掲げる者は、同表の下欄に掲げる講習科目について当該講習科目の受講の免除を受けることができる。	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)、労働安全衛生規則及び酸素欠乏症等防止規則(昭和四十七年労働省令第四十二号)中の関係条項	(略)	崩壊の予知服装及び保護	土止め支保工工事用設備及び機械の取扱い電気及び内燃機関器具及び工具有害ガス危険防止のための措置崩壊の予知服装及び保護
第一 条第一号、第三号及び第六号に掲げる者	第一 条第一号、第三号及び第六号に掲げる者	講習科目	(略)	(略)	四時間
二 職業能力開発促進法第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第四の訓練科の欄に掲げる建設科又はさく井科の訓練(旧能開法)	二 職業能力開発促進法第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第四の訓練科の欄に掲げる建設科又はさく井科の訓練(旧能開法)	知識	工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	

第二十七條第一項の準則訓練である 能力再開発訓練として行われたもの 、訓練法第十条の準則訓練である能 力再開発訓練として行われたもの及 び旧訓練法第八条第一項の能力再開 発訓練として行われたものを含む。)を修了した者	職業能力開発促進法第二十八条第一項 に規定する職業能力開発促進法施行規 則別表第十一の免許職種の欄に掲げる 建設科、土木科又はさく井科の職種に 係る職業訓練指導員免許を受けた者	建設業法施行令(昭和三十一年政令第 二百七十三号)第二十七条の三に規定 する土木施工管理技術検定に合格した 者	作業の方法に関する 知識	工事用設備、機械、 器具、作業環境等に 関する知識	作業者に対する教育 等に関する知識
関する知識	工具用設備、機械、 器具、作業環境等に 関する知識	作業の方法に関する 知識	建設業法施行令(昭和三十一年政令第 二百七十三号)第二十七条の三に規定 する土木施工管理技術検定に合格した 者		

(地山の掘削作業主任者技能講習を修了した者等に関する特例)

第五条 労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成十七年法律
第一百八号）第一条の規定による改正前の労働安全衛生法（次項において「旧法」という。）別表第十八第五号に掲げる地山の掘削作業主任者技能講習を修了した者に対する技能講習は、第三条第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる講習科目について行うものとし、当該講習科目の範囲及び時間は、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

関係法令	講習科目	作業の方法に関する知識	関係法令	2	
				範囲	講習時間
労働安全衛生法	地山の掘削の方法	地山の掘削作業主任者技能講習を修了した者に対する技能講習は、第三条第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる講習科目について行うものとし、当該講習科目の範囲及び時間は、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。	土止め支保工の種類、材料、構造、組立図、点検及び補修 土止め支保工の切りばり、腹おこし等の取付け及び取りはずしの作業に関する事項	三十条	五時間
労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、クレーン等安全規則及び酸素欠乏症等防止規則中の関係条項	設物等の処理 び排水の方法 法 土砂及び岩石の性質	浮石、埋	五時間三十分	三十分	三十分钟

則、クレーン等安全規則及び
酸素欠乏症等防止規則中の関
係条項

第一条第二号、第四号及び第七号に掲げる者並びに職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）別表第一に掲げる検定職種のうち、とびに係る一級又は二級の技能検定に合格した者に対する技能講習は、第三条第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる講習科目について行うものとし、当該講習科目の範囲及び時間は、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

講習科目	範 囲				講習時間
	地山の掘削の方法	浮石、埋設物等の処理	涌水の処理及び排水の方法	法面防護の方法	
作業の方法に関する知識	地山の掘削の方法	浮石、埋設物等の処理	涌水の処理及び排水の方法	法面防護の方法	五時間三十分
作業者に対する教育等に関する知識	土砂及び岩石の性質	涌水の処理及び排水の方法	法面防護の方法	法面防護の方法	五時間三十分
関係法令	作業者に対する教育及び指導の方法	作業標準	災害発生時における措置	災害発生時における措置	五時間三十分
	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、クレーン等安全規則及び酸素欠乏症等防止規則中の関係条項	労働安全衛生法、労働安全衛生規則、クレーン等安全規則及び酸素欠乏症等防止規則中の関係条項	災害発生時における措置	災害発生時における措置	五時間三十分
講習科目	範 围	講習時間			
作業の方法に関する知識	地山の掘削の方法	五時間三十分	十 分	十 分	十 分
設物等の処理	浮石、埋設物等の処理	十 分	五時間三十分	五時間三十分	五時間三十分
同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。	同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。	同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。	同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。	同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。	同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。
十分	五時間三十分	十 分	十 分	十 分	十 分

関係法令	法 土砂及び岩石の性質	び排水の方法 法面防護の方
	酸素欠乏症等防止規則中の関係条項	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、クレーン等安全規則及び
建設業法施行令第二十七条の三に規定する建設機械施工技術検定に合格した者(建設機械施工技術検定のうち、一級の技術検定に合格した者で実地試験においてトラクター系建設機械操作施工法若しくはショベル系建設機械操作施工法を選択しなかつたもの又は二級の技術検定で昭和四十八年建設省告示第八百六十号に定められた第四種から第六種までの種別に該当するものに合格した者を除く。)に対する技能講習は、第三条第一項の規定にかわらず、次の表の上欄に掲げる講習科目について行うものとし、当該講習科目の範囲及び時間は、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。	酸素欠乏症等防止規則中の関係条項	一時間三十分
講習科目	範 囲	講習時間
作業の方法に関する知識	土止め支保工の種類、材料、構造、組立図、点検及び補修	五時間
作業者に対する教育等に関する知識	土止め支保工の切りばり、腹おこし等の取付け及び取りはずしの作業に関する事項	五時間
作業者に対する教育等に関する知識	作業者に対する教育及び指導の方法 作業標準 災害発生時における措置	一時間三十分
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、クレーン等安全規則及び酸素欠乏症等防止規則中の関係条項	一時間三十分

2 第六條 (修了試験)
3 (略)

2 第五條 (修了試験)
3 (略)